

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成24年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表6の項を削り、同表7の項を同表6の項とし、同表8の項を同表7の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に支出された改正前の条例別表6の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金に係る川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を削除するため、この条例を制定するものである。